

介護予防支援についてのご質問への回答について（R3年12月作成）

問1 要支援の認定が出ている方で、要支援要介護新規の区分変更の申請をされる方（要介護見込みと思いき区分変更）についての暫定プランの取り扱いはどのようにしたらよいか。

（答）要支援の方で要介護を見込んだ区分変更を申請される際には、要介護の暫定ケアプランをたてて要介護のサービスを利用するという前提に立つと、契約や重要事項説明を行っていただくことが必要となります。特に重要事項説明につきましては、実際サービス提供を行っていく際には文書にて交付していただくということになります。

（交付されていない場合、運営基準減算に該当するため）

※契約につきましては、民法上当事者間で合意がなされており、合意内容でサービス提供を行っているという場合につきましては、口約束でも有効に成立しておりますので、後日合意した日付で契約書として文書を交わされても特に問題はありません。暫定ケアプランにつきましては、どちらかの介護度（区分変更において見込んでいる介護度）にて作成していただきますようお願いいたします。

（R3年12月7日に柏原市高齢介護課に確認）

問2 介護予防支援において初回加算はどのような時に算定できるのか。

（答）介護予防支援の初回加算につきましては、

「①新規に居宅サービス計画を作成する場合

②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合」

と通知されています。（報酬通知（平12老企36号）第3の9）

また、厚労省のQA集に

「契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防

支援における初回加算についても同様の扱いをする」というふうに回答がなされています。

また、別の回答において

「利用者が介護⇒支援となった場合に、従前ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、算定可能である」となっています。(初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するにあたり、新たなアセスメント等を要することを評価しているものであるからということです)

(R3年11月5日に柏原市高齢介護課に確認)

問3 委託連携加算について、どのような時に算定できるのか。例えば、要支援と要介護の認定を繰り返しているような方について、その都度算定できるのか。

(答) 委託連携加算につきましては、

「指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する」

となっているため、1人につき1回のみ算定可であると考えます。

(R3年11月5日に柏原市高齢介護課に確認)